

「地元に戻ろうかな」「地方で暮らしてみたい」と考えている友人や知人はいませんか

地域おこし協力隊(若者支援協働推進員) を募集しています

日野町では、若者と地域をつなぐ役割を担う「地域おこし協力隊(若者支援協働推進員)」を募集しています。皆さんからの「なんか募集してるらしいで」のひとつが、誰かにとって日野町で暮らすきっかけになるかもしれません。

皆さんの友人や知人で、Uターンや移住を考えている方がおられましたら、ぜひご紹介ください。

※応募可能な方は、三大都市圏などの都市部から日野町へ住民票を異動できる方です。

※応募要件や業務内容など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

●地域おこし協力隊とは

自治体が都市部から人材を受け入れ、3年間を期限として地域活性化の活動に従事していただきながら隊員の定住を図るものです。

現在、日野町では2名の隊員(移住定住アドバイザー)が活動しています。

●活動内容

本業務は、地域資源(企業・人・場)を組み合わせ、若者の選択肢を広げることを目的としています。

分野(福祉・教育・商工業・農業など)を超えた連携を進め、若者の社会参画や就労につながる機会をコーディネートしていただきます。



(1) 若者×地域のコーディネート

- 若者や地域のニーズ把握
- 居場所や地域活動への参加機会の設計

(2) 若者×仕事(企業連携)

- 町内企業へのヒアリング(目安:月数件)
- 短期間の就労体験機会の企画・調整

(3) ネットワーク構築

- 既存コミュニティへの参加(週1~2回程度)
- 分野横断の関係づくり

●募集の背景・目的

学校卒業後に地域とのつながりが薄れ、孤立してしまう若者がいます。日野町では子ども食堂やフリースクールなど、多様な居場所や活動がありますが、それらをつなぎ合わせる役割を果たす人材が十分ではありません。

そこで、地域・企業・活動団体の間に立ち、人と人、人と地域をつなぐ「ハブ」として、若者が地域のなかで役割を持ちながら関わり続けられる仕組みを、一緒に作っていく仲間を募集します。



問

【募集について】福祉保健課 地域共生推進担当 ☎ 0748-52-6524
【制度について】企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

新婚世帯に向けた補助金と

婚活支援補助金のお知らせ

新婚世帯支援「日野町結婚新生活支援補助金」

町では、新婚世帯の経済的負担を軽減し、町内での新生活を応援するため、住居費や引越し費用などを最大60万円補助しています。

ご夫婦が互いの将来や健康、家事・育児のあり方について共に考える機会を持っていただくため、令和8年4月1日から交付要件を一部変更しています。

△新たな交付要件▽

従来の年齢や世帯所得の上限などの要件に加え、補助金の交付申請までに、ご夫婦で以下のいずれかを実施していただく必要があります。

1. ライフデザイン支援講座の受講
2. プレコンセプションケアに関する講座の受講
3. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
4. 共家事・子育て講座の受講

これらの取り組みは、お二人がこれから歩む長い人生の基盤づくりを町としてサポートすることを目的としています。ぜひ、お二人の関心に合わせてご利用ください。

講座は、動画教材の視聴による受講も可能です。お二人のご都合に合わせて、無理のない形で取り組んでいただけます。講座が受講

できる場所や動画教材は町ホームページで公開していますので、ご利用ください。

なお、補助金の申請にあたっては、内容の理解度確認を兼ねた簡単なアンケートへの回答が必要です。

町ホームページ
新婚世帯支援



婚活支援「日野町結婚応援補助金」

町では、婚活を応援するために滋賀県が運営するオンライン結婚支援センター「しが結」の登録料を一部補助していますので、ぜひご利用ください。

町ホームページ
婚活支援



※「日野町結婚新生活支援補助金」「日野町結婚応援補助金」の対象条件などの詳細は、町ホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。



問 企画振興課 企画人権担当
☎0748-5216552

情報公開制度・個人情報保護制度 令和7年度の運用状況をお知らせします

令和8年4月1日現在、町では70,637件の公文書を所有しています。

日野町情報公開条例と日野町個人情報保護法施行条例の定めにより、1年間の運用状況をお知らせします。

情報公開制度とは

平成12年4月施行の日野町情報公開条例に基づき、より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開する制度です。

情報公開の請求件数

・・・6件

公文書の公開を決定した件数

(部分公開を含む)・・・4件

非公開を決定した件数

(請求された公文書が存在を含む)・・・0件

その他(申請者による取り下げ)・・・2件

個人情報保護制度とは

個人情報の保護に関する法律に基づき、町が所有する町民の皆さんの個人情報について自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し公正で信頼されるまちづくりを進めるための制度です。

個人情報ファイル簿

・・・300件

個人情報(自己情報)の開示請求等

・・・0件

問 企画振興課 情報政策担当
☎0748-5216557